

豊橋市・田原市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条の規定に準じ、豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関する実施方針を令和 3 年 7 月 30 日に公表した。

ここに、同法第 7 条の規定に準じ、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定に準じ、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 9 月 3 日

豊橋市長 浅井 由崇

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業
特定事業の選定について

令和3年9月

豊橋市・田原市

豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業

特定事業の選定について

目 次

| | |
|--|---|
| 第1章 事業概要..... | 1 |
| 1 事業の目的..... | 1 |
| 2 事業の内容..... | 1 |
| 3 事業方式..... | 1 |
| 4 本事業の対象となる業務範囲 | 1 |
| 5 市が実施する業務範囲 | 2 |
| 6 事業者の収入（市からの支払分） | 3 |
| 7 事業期間..... | 3 |
| 8 施設の概要及び規模 | 3 |
| 第2章 市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価..... | 6 |
| 1 評価方法..... | 6 |
| 2 市の財政負担見込額による定量的評価 | 6 |
| 3 DBO方式で実施することの定性的評価 | 7 |
| 4 民間事業者に移転するリスクの評価 | 8 |
| 5 総合的評価..... | 8 |

第1章 事業概要

1 事業の目的

豊橋市（以下「市」という。）及び田原市は、ごみの減量やリサイクル、適正処理に積極的に取り組み、安心して暮らすことができるまち「豊橋田原」をともに目指し、将来の世代に向けて引き継いでいくことを基本理念として、豊橋田原ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）で新たなごみ焼却施設、リサイクル施設の整備を進めているところである。

本事業は、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、多様化する時代のニーズに対応した新たなごみ処理システムの整備を行い、市民サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を目指すものである。

2 事業の内容

本事業は、豊橋田原ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を設計・建設（豊橋市資源化センター（以下「既存施設」という。）の解体工事及び準備工事を含む。以下同じ。）し、運営するものである。本施設は、主にごみ焼却施設とリサイクル施設から構成され、リサイクル施設には市が単独処理を行う豊橋市単独施設が含まれる。

【本施設の構成】

| | | | | | | | | | |
|------|------------|----------|-------------|----------|----------|--|------|-----|-----|
| 施設名称 | 豊橋田原ごみ処理施設 | | | | | | | | |
| 施設内容 | ごみ焼却施設 | リサイクル施設 | | | | | | 管理棟 | 計量棟 |
| | | 粗大ごみ処理施設 | 豊橋市単独施設 | | | | 保管設備 | | |
| | | | 持込ごみ受入・選別設備 | 危険ごみ処理設備 | 剪定枝等処理設備 | | | | |
| 処理区分 | 広域処理 | | 豊橋市単独処理 | | | | 広域処理 | | |

3 事業方式

本事業は、DBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

市及び田原市は、本施設を所有し、落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として出資・設立される特別目的会社。以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本施設の設計・建設業務及び運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・建設については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

市及び田原市は、本施設を30年間にわたって使用する予定であり、事業者は30年間の使用を前提として本事業を行うこととする。

4 本事業の対象となる業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。具体的な業務の範囲については、要求水準書に示す。なお、事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等市が実施する業務に対して協力する。

(1) 設計・建設業務

- ① 建設事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき本施設の設計・建設業務、既存施設

の解体工事業務及び本施設の建設並びに既存施設の解体に際して必要となる準備工事業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

- ② 建設については、土木及び外構工事、建築物及び建築設備工事、機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。なお、本設計・建設業務は、既存施設又は本施設のうち先行して竣工するごみ焼却施設を稼働させながらの工事となるため、既存施設又はごみ焼却施設の稼働に支障を及ぼさないよう配慮して実施する。
 - ③ 工事範囲の詳細は、入札公告時に配付する入札説明書等に示すこととする。
 - ④ 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- (2) 運營業務
- ① 運営事業者は、市と締結する運營業務委託契約に基づき、市が受け入れた一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル残さ等）について、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本事業の運營業務として運転管理業務、維持管理業務、環境保全業務、有効利用業務、情報管理業務、防災管理業務、関連業務等を行う。
 - ② 運営事業者は、本施設を運転することにより発生する余熱を利用して、本施設内で有効利用するとともに、りすば豊橋に蒸気を供給する。余剰電力は、第三者に販売するものとし、余剰電力に係る収入については、市の収入とする。
 - ③ 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した主灰、流動床式焼却方式における飛灰、スラグ、メタル、回収金属の全量を利活用するため、利活用計画の立案、積み込み、運搬、資源化先及び売却先の選定、売却等を行うものとする。なお、主灰等資源化の売却代金は主灰等資源化事業者に、スラグ、メタル、回収金属の売却代金は運営事業者に帰属する。
 - ④ 運営事業者は、本施設を運転することにより発生した飛灰（流動床式焼却方式を除く。）、処理不適物等を場内にて保管・貯留までを行う。処理不適物を外部資源化施設にて資源化することも可とする。
 - ⑤ 運営事業者は、粗大ごみ処理施設において回収される資源物について、場内にて保管・貯留までを行う。
 - ⑥ 運営事業者は、市及び田原市が行う本施設の見学者対応に必要な協力を行う。

5 市が実施する業務

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 用地の準備
本事業を実施するための用地は、市が確保する。
- (2) 環境影響評価の実施
環境影響評価手続きは、市が実施する。
なお、事業者は、「環境影響評価書」の内容を遵守する。
- (3) 受入対象物の搬入・受付・計量・搬入指導監視業務
市及び田原市は、受入対象物を本施設に搬入する。市は、受付・計量、家庭系持込ごみの受入及び分別指導やプラットホームで搬入者の誘導を行うとともに、事業系ごみの搬入検査及び指導監視を行う。
- (4) 豊橋市単独施設の運転管理業務
市は、豊橋市単独施設の運転管理業務を行う。
- (5) ごみ処理に伴う処分業務
市及び田原市は、飛灰処理物、処理困難物や処理不適物の処分を行う。
- (6) 資源物の売却業務

市は、リサイクル施設の処理過程で回収される資源物の売却を行う。

(7) 本事業のモニタリング

市は、設計・建設業務及び運營業務の各段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

(8) 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を事業者と連携して行う。

(9) 施設見学者への対応

市及び田原市は、施設見学者への対応を運営事業者と連携して行う。

(10) その他

市は、本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

6 事業者の収入（市からの支払分）

(1) 設計・建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

(2) 本施設の運營業務に係る対価

市は、本施設の運營業務に係る対価について、固定料金、変動料金（廃棄物搬入量及び主灰等搬出量に応じて変動）の構成で、運営業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定料金、変動料金の詳細は、入札説明書に示す。

(3) 主灰等運搬業務に係る対価

市は、主灰等運搬業務に係る対価について、変動料金（主灰等搬出量に応じて変動）を主灰等運搬業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

(4) 主灰等資源化業務に係る対価

市は、主灰等資源化業務に係る対価について、変動料金（主灰等搬出量に応じて変動）を主灰等資源化業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

7 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間：特定事業契約締結日から令和30年3月31日まで

設計・建設期間：特定事業契約締結日から令和14年3月15日まで

・ごみ焼却施設の引渡し：令和10年3月15日

・リサイクル施設の引渡し：令和14年3月15日まで

運営期間：ごみ焼却施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

・ごみ焼却施設の運営期間：運営期間と同じ

・リサイクル施設の運営期間：リサイクル施設の引渡し日の翌日から令和30年3月31日まで

8 施設の概要及び規模

施設の立地条件等は以下のとおりである。

(1) 事業用地

- | | |
|--------|----------------------|
| ① 所在地 | 豊橋市豊栄町地内 |
| ② 敷地面積 | 45,000m ² |

③ 都市計画事項

| | |
|----------|--|
| ア 都市計画施設 | 都市計画区域内（市街化調整区域） （「廃棄物総合処理施設」として平成15年度都市計画決定） |
| イ 用途地域 | 指定なし |
| ウ 防火地区 | 指定なし |
| エ 高度地区 | 指定なし |
| オ 建ぺい率 | 60%以内 |
| カ 容積率 | 200%以内 |
| キ 緑地面積率 | 25%以上 |
| ク 高さの制限 | 建築基準法による斜線制限あり |
| ケ 日影規制 | 建築基準法による規制あり |
| コ その他 | 特になし |

(2) 対象施設（豊橋田原ごみ処理施設）の概要

① 新設する施設（豊橋田原ごみ処理施設）

ア ごみ焼却施設

| | |
|----------------|---|
| ごみ処理方式 (機種) | <ul style="list-style-type: none"> ・焼却方式+主灰等の外部資源化（ストーカ式、流動床式） ・ガス化溶融方式（一体型）（シャフト式ガス化溶融炉） ・ガス化溶融方式（分離型）（流動床式ガス化溶融炉、キルン式ガス化溶融炉） |
| 処理能力 | 417t/日（208.5t/24h×2炉） |
| 処理対象物 | 可燃ごみ、破碎残さ、リサイクル残さ、掘り起こしごみ、焼却対象災害廃棄物、防疫品等 |

イ リサイクル施設

| | | |
|------------------|-------|--|
| 粗大ごみ 処理 施設 | 処理方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・破碎設備（粗大ごみ） 粗破碎+細破碎+磁力選別+アルミ選別+可燃物選別+不燃物選別+金属圧縮成型+保管 ・破碎設備（不燃ごみ） 破袋+選別+粗破碎+細破碎+磁力選別+アルミ選別+可燃物選別+不燃物選別+金属圧縮成型+保管 <p>ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合は、一部の設備を有する施設とする提案を可とする。</p> |
| | 処理能力 | 36 t / 日 ごみ焼却施設で金属類の回収を行う場合は、処理能力の提案を可とする。 |
| | 処理対象物 | 粗大ごみ（事前選別・回収後）、不燃ごみ（事前選別・回収後）、リサイクル残さ、破碎対象災害廃棄物 |

| | | |
|---------|-------|---|
| 豊橋市単独施設 | 処理方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・破砕設備（危険ごみ） <ul style="list-style-type: none"> （蛍光管） 手破袋＋蛍光管破砕＋ドラム缶詰め＋保管 （有水銀類） 手破袋＋ドラム缶詰め＋保管 （スプレー缶） 手破袋＋機械破孔＋粗破砕（不燃ごみ処理系へ） （針類・刃物類） 手破袋＋保管 （ライター） 手破袋＋破砕＋粗破砕（不燃ごみ処理系へ） ・破砕設備（剪定枝等） <ul style="list-style-type: none"> （チップ化） 破砕＋保管 （膨潤化） 破砕＋膨潤＋保管 ・受入選別設備 <ul style="list-style-type: none"> （家庭持込ごみ） 手選別＋コンテナ（各処理系へ） ・保管設備（布類、羽毛布団、自転車、未破砕鉄、スプリング入りマットレス等） <ul style="list-style-type: none"> （布類） 保管 （羽毛布団） 保管 （自転車） 保管 （未破砕鉄） 保管 （スプリング入りマットレス等） 重機解体＋保管 |
| | 処理能力 | 要求水準書に記載の計画処理量を処理できること |
| | 処理対象物 | 危険ごみ、剪定枝等、布類、家庭持込ごみ |
| | | |

第2章 市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

1 評価方法

(1) 市は、市が直接、本事業を実施する場合と比較して、公共サービスの水準の向上を期待できること及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。

- ① 市の財政負担見込額による定量的評価
- ② DBO方式で実施することの定性的評価
- ③ 民間事業者に移転するリスクの評価
- ④ 上記による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

ア VFM検討の前提条件

| 項目 | 値 | 算出根拠 |
|---------|----------|-----------------------------------|
| ①割引率 | 0.86% | 長期国債（10年物）利回りの過去20年間の平均値を参考にして設定。 |
| ②物価上昇率 | 考慮していない。 | 近年の物価上昇率の傾向を踏まえ、物価上昇率は考慮していない。 |
| ③リスク調整費 | — | 維持管理等業務に対する第三者賠償保険料相当額を設定。 |

VFM：Value for Moneyの略。支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給する考え方のこと。ここでは、市が自ら実施する場合とDBO方式で実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

イ 事業費などの算出方法

| 項目 | 市が直接実施する場合 | DBO方式で実施する場合 | 算出根拠 |
|---------------|------------------|--------------|--|
| ①利用者収入などの算出方法 | 売電収入 スラグ等売却収入 | 売電収入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者に対する見積徴収の結果を精査し設定。 ・ スラグ等売却収入は、DBO方式で実施する場合、事業者の収入として設定。 |

| 項目 | 市が直接 実施する場合 | DBO方式で 実施する場合 | 算出根拠 |
|----------------------------------|------------------------------------|--------------------------|---|
| ②設計・建設 業務に係る 費用の算出 方法 | 設計・建設費（既設の解体 工事費及び準備工事費を 含む） | 同左 | ・ 民間事業者に対する 見積徴収の結果を精 査し、設計・建設費と して設定。 |
| ③運営・維持 管理業務に 係る費用の 算出方法 | 人件費 維持管理費 | 人件費 維持管理費 SPC運営費 | ・ 民間事業者に対する 見積徴収の結果を精 査し、運営・維持管理 業務費として設定。 |
| ④資金調達に 係る費用の 算出方法 | 交付金 起債 一般財源 | 同左 | ・ 民間事業者に対する 見積徴収の結果を精 査し、設計・建設業務 に係る費用の約 28% を交付金、約 61%を起 債、約 11%を一般財源 として設定。 |
| ⑤その他の費 用 | 設計・施工監理業務費 発注支援業務費 | 設計・施工監理業務費 アドバイザリー業務費 | ・ コンサルタント見積 の結果を精査し設定。 |

DBO方式で実施する場合の各費用は、設計・建設から運転・維持管理までを一括して実施することによる効率化や創意工夫が反映された金額である。

(2) 市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、本事業を市が直接実施する場合と比較して、DBO方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を 5.1%縮減することができる。なお、本事業を市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額については、事業者選定等において正当な競争性が阻害される恐れがあるため公表しない。

| 項目 | 値 |
|---------|------|
| VFM（割合） | 5.1% |

3 DBO方式で実施することの定性的評価

本事業をDBO方式で実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

(1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施

本施設の設計・建設、運営の各業務を一括して性能発注することにより、運転、維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。特に、運営業務については、施設の設計に運営者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になると考える。

(2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運営業務を長期的かつ包括的に委託することから、民間事業者は長期的な視点による業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、市と民間事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。民間事業者に移転するリスクの評価については、「4 民間事業者に移転するリスクの評価」に示す。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に民間事業者が負担するリスクは、民間事業者が市よりも効果的かつ効率的に管理可能であり、民間事業者が有するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

(1) 設計・建設段階におけるリスク

- ① 測量・地質調査に関するリスク
- ② 施設の設計・建設に関するリスク

(2) 運営段階におけるリスク

- ① 要求性能の未達に関するリスク
- ② 施設の損傷に関するリスク
- ③ 運営コスト増大に関するリスク
- ④ 周辺環境等の保全に関するリスク

5 総合的評価

本事業は、DBO方式にて実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について、5.1%の縮減を期待することができる。

また、設計・建設及び運営業務を一括して発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営の実施が可能になることから、公共サービス水準の向上を図ることができるとともに、適切なリスク管理やリスク発生時の迅速な対応が可能になる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じ、特定事業として選定する。

担 当 課 : 豊橋市 環境部 施設建設室
〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地
T E L : 0532-38-0777
電 子 メール : shisetsukensetsu@city.toyohashi.lg.jp
ホームページ : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/>

以 上